

令和3年6月3日

令和2年度国有財産監査の結果等について

1. 令和2年度国有財産監査の結果

国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図るため、令和2年度に四国財務局が実施した国有財産の実地監査について、その結果を取りまとめましたので公表します。

以下のとおり、合計24件の監査を実施し、そのうち8件(33.3%)について問題点を指摘しました。

なお、指摘事案の概要については別紙1のとおりであり、指摘を行った事案のうち主な事例は別紙2のとおりです。

(単位：件)

| 区 分 | 実施件数 | 指摘件数 | 指摘区分 |
|-------------------|------|------|---------|
| 庁舎等の公用財産等に対する監査 | 18 | 6 | 検討3、留意3 |
| 各省各庁所管の普通財産に対する監査 | 4 | 2 | 留意2 |
| 用途指定財産に対する監査 | 2 | 0 | |

※ 指摘区分

検討：改善等の措置に向けた方策を検討する必要があると認められるもの等

留意：指摘の内容が軽微なもの等

2. 平成23～31(令和元)年度監査における指摘事案のフォローアップ状況

実地監査で指摘した事案については、毎年度、進捗状況を把握するとともに、処理の促進を図るため、財産を管理する各省各庁に対するフォローアップを行っています。

平成23年度から平成31(令和元)年度までの間に監査で指摘した事案60件のうち、令和3年3月末時点で是正・改善が図られた事案は38件(63.3%)です。

今後も、引続き是正・改善の促進のためのフォローアップを実施していきます。

<監査指摘事案のフォローアップ進捗状況(平成23年度～平成31(令和元)年度)>

(令和3年3月末)

| 平成23年度 | | | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | | 平成26年度 | | |
|--------|-----|-------|--------|-----|-------|--------|-----|------|--------|-----|-------|
| 件数 | 処理済 | 進捗率 | 件数 | 処理済 | 進捗率 | 件数 | 処理済 | 進捗率 | 件数 | 処理済 | 進捗率 |
| 6件 | 5件 | 83.3% | 7件 | 5件 | 71.4% | 11件 | 8件 | 72.7 | 8件 | 7件 | 87.5% |

| 平成27年度 | | | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | |
|--------|-----|-------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|--------|-----|--------|
| 件数 | 処理済 | 進捗率 |
| 10件 | 5件 | 50.0% | 5件 | 3件 | 60.0% | 6件 | 2件 | 33.3% | 3件 | 3件 | 100.0% |

| 平成31/令和元年度 | | | 合計(類型) | | |
|------------|-----|------|--------|-----|-------|
| 件数 | 処理済 | 進捗率 | 件数 | 処理済 | 進捗率 |
| 4件 | 0件 | 0.0% | 60件 | 38件 | 63.3% |

(参考)

1. 国有財産の監査

財務大臣は、国有財産法第10条第1項等の規定に基づき、各省各庁が所管する国有財産等について、実地監査を実施しています。具体的には、国有財産法第9条第2項等の規定に基づき、財務大臣の定めるところに従い、各省各庁の所管に属する国有財産等について、財務局等が実地監査を実施しています。

2. 国有財産の監査の充実・強化

国有財産については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を促進することを目的として、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へと運用を改めております。

令和2年度については、国有財産の有効活用の促進などに主眼を置き、庁舎等の公用財産等や各省各庁所管の普通財産の実地監査に重点を置いて監査を実施しました。

3. 全国の国有財産監査の結果

全国の令和2年度国有財産監査の結果については、財務省HPにて公表しています。

https://www.mof.go.jp/policy/national_property/summary/result/fy2020/index.html

【問い合わせ先】

四国財務局管財部統括国有財産監査官

☎ 087-811-7780 (内線 460・461)

令和 2 年度 監査結果 (指摘事案)

公用財産

| 番号 | 省庁名 | 部局名 | 会計名 | 勘定名 | 口座名 | 建物延床面積 (㎡) | 所在地 | 指摘区分 | 指摘の主な概要 |
|----|-------|-------------|-----|-----|---------------------|---------------|---|------|---|
| 1 | 財務省 | 四国財務局 | 一般 | — | 四国財務局高松サンポート合同庁舎 | 53,455.28 | 香川県高松市サンポート3番33号 | 検討 | 四国財務局高松サンポート合同庁舎は、余剰(約1,310㎡)が生じていることから、借受庁舎である四国厚生支局及び環境省四国環境パートナーシップオフィスを移転入居させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。 |
| 2 | 厚生労働省 | 四国厚生支局 | 一般 | — | 四国厚生支局 | 536.84 | 香川県高松市サンポート2番1号 高松サンポートシンボルタワー 9・10・23階 | 検討 | 借受庁舎である四国厚生支局は、余剰が生じている四国財務局高松サンポート合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。 |
| 3 | 環境省 | 中国四国地方環境事務所 | 一般 | — | 環境省四国環境パートナーシップオフィス | 88.17 | 香川県高松市寿町2丁目1-1 高松第一生命ビルディング新館3階 | 検討 | 借受庁舎である環境省四国環境パートナーシップオフィスは、余剰が生じている四国財務局高松サンポート合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。 |
| 4 | 法務省 | 松山地方検察庁 | 一般 | — | 宇和島支部・宇和島区検察庁 | 1,172.34 | 愛媛県宇和島市錦町12-41 | 留意 | 宇和島支部・宇和島区検察庁は、建物の国有財産台帳の記載に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。 |
| 5 | 農林水産省 | 四国森林管理局 | 一般 | — | 宇和島森林事務所 | 88.66 | 愛媛県宇和島市大浦甲208-9 | 留意 | 宇和島森林事務所は、国有財産台帳に未記載の建物があることから、国有財産台帳に反映する必要がある。 |
| 6 | 農林水産省 | 四国森林管理局 | 一般 | — | 津島森林事務所 | 29.86 | 愛媛県宇和島市津島町岩淵甲1477番1 | 留意 | 津島森林事務所は、国有財産台帳に未記載の建物があることから、国有財産台帳に反映する必要がある。 |

普通財産

| | | | | | | | | | |
|---|-------|-------|--------|------|-----------------------------------|--------|--------------------------|----|--|
| 1 | 厚生労働省 | 高知労働局 | 労働保険特別 | 雇用勘定 | 旧独立行政法人雇用・能力開発機構高知能開センター職員宿舎(10号) | 155.99 | 高知県高知市朝倉字駒シ越シ己792番6 | 留意 | 旧独立行政法人雇用・能力開発機構高知能開センター職員宿舎(10号)は、過去の入札結果はいずれも不調であり、長期間売却できない状況となっていることから、財務局への処分等事務の委任を活用する等、本財産の売却に向けた取組を行う必要がある。 |
| 2 | 厚生労働省 | 高知労働局 | 労働保険特別 | 雇用勘定 | 高知短大職員宿舎伊尾木1～2号 | 988.46 | 高知県安芸市伊尾木字伊尾木濱603番26 外1筆 | 留意 | 高知短大職員宿舎伊尾木1～2号は、過去の入札結果はいずれも不調であり、長期間売却できない状況となっていることから、財務局への処分等事務の委任を活用する等、本財産の売却に向けた取組を行う必要がある。 |

《庁舎の非効率使用の改善及び借受解消を求めた事例》

対象財産

- ①高松サポート合同庁舎(香川県高松市)
土地: 11,262㎡
建物: 延 53,455㎡ 北棟SRC造14F 平成18年築
南棟SRC造11F 平成29年築
- ②四国厚生支局《厚生労働省》
(借受庁舎) 占有面積536㎡
- ③四国環境パートナーシップオフィス《環境省》
(借受庁舎) 占有面積88㎡

監査指摘の概要

①の合同庁舎に余剰スペースの創出が可能であることを確認



上記非効率使用を解消するため、②及び③に対し、①への移転(借受解消)を要請



(期待される効果)

節減が見込まれる借料: 約31百万円/年

